

# 一般社団法人波なり定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人波なりと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県御前崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、海とふれ合う場を提供することにより、海と環境について学び、子どもたちの教育、地場産業の発展のために貢献することを目的として、次の事業を行う。

1. サーフィン教室の運営
2. サーフィンのガイド、サーフィンライフの提唱活動
3. 環境教育の実施
4. 学生の対外活動支援
5. 地場産業の体験、商品の開発又はその支援
6. 観光紹介
7. 音楽、食育、語学等の各種ワークショップ、教室の企画及び運営
8. ビーチクリーン活動等の環境保全活動
9. 災害支援、復興支援活動
10. 救命救急講座等の開催
11. 前各号に附帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければなら

ない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があつたとき。

### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があると

きは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第22条 当法人は、会員又は第三者から基金を引き受ける者の募集をすることが

できるものとする。

(基金の募集等)

第23条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、社員総会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第24条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第25条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議の基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 設立時代表理事 | 静岡県御前崎市白羽5754番地の2<br>井柳宗男 |
| 設立時理事   | 井柳宗男                      |
| 設立時理事   | 前田慎太郎                     |
| 設立時理事   | 井柳安耶子                     |

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

井柳宗男 静岡県御前崎市白羽5754番地の2

前田慎太郎 静岡市葵区羽鳥3丁目14番7号

井柳安耶子 御前崎市白羽5754番地の2

(法令の準拠)

第32条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人波なり設立に際し、社員井柳宗男外2名の定款作成代理人である司法書士坪内志のぶは、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和4年 月 日

社員 井柳宗男

社員 前田慎太郎

社員 井柳安耶子

上記社員の定款作成代理人

静岡市駿河区南八幡町5番15号

司法書士 坪内志のぶ

(登録番号 第734号)